

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                             |
|-------|----------------------------------|
| 9     | 北九州市 重度障害者医療費支給に関する事務<br>基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、重度障害者医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

令和4年7月12日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 重度障害者医療費支給に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 北九州市重度障害者医療費支給要綱に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。<br>1 受給資格取得による医療証の発行<br>2 受給資格喪失による医療証の返還<br>3 受給資格変更による医療証の変更 |
| ③システムの名称                 | 総合窓口システム(総合受付、総合照会、総合証明)、福祉医療管理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 重度障害者医療管理台帳ファイル          |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第9項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の7の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課   |
| ②所属長の役職名                 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| —                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒803-0814<br>北九州市小倉北区大手町11番5号<br>北九州市立文書館<br>093-561-5558  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒803-8501<br>北九州市小倉北区城内1番1号<br>北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課<br>093-582-2410  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年5月31日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年5月31日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)          |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

# 変更箇所

| 変更日        | 項目            | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|---|---|------|-----------|
| 平成28年6月14日 | I-5. ①部署      | 保健福祉局障害福祉部障害福祉課   | 保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課   | 事後   |           |
| 平成28年6月14日 | I-5. ②所属長     | 坂元 光男   | 末吉 和久   | 事後   |           |
| 平成28年6月14日 | I-8. 連絡先      | 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課   | 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課                                       | 事後   |           |
| 平成28年6月14日 | II-1. 対象人数    | 平成27年1月30日時点  | 平成28年5月31日時点  | 事後   |           |
| 平成28年6月14日 | II-2. 取扱者数    | 平成27年2月12日時点  | 平成28年5月31日時点  | 事後   |           |
| 平成28年8月30日 | I-1. ②事務の概要   | 1 市外転入による医療証の発行<br>2 市外転出及び死亡による医療証返還<br>3 区間異動、婚姻及び離婚による医療証の変更 | 1 受給資格取得による医療証の発行<br>2 受給資格喪失による医療証の返還<br>3 受給資格変更による医療証の変更 | 事後   |           |
| 平成29年8月30日 | I-1. ③システムの変更 | —   | 福祉医療管理システム  | 事後   |           |
| 平成29年8月30日 | II-1. 対象人数    | 平成28年5月31日時点  | 平成29年5月31日時点  | 事後   |           |
| 平成29年8月30日 | II-2. 取扱者数    | 平成28年5月31日時点  | 平成29年5月31日時点  | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | I-4. ①実施の有無   | 3)未定  | 1)実施する  | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | I-4. ②法令上の根拠  | —   | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の7の項                     | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | I-5. ①部署      | 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課   | 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉支援課                                       | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | I-5. ②所属長の役職名 | 末吉 和久   | 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉支援課長                                      | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | II-1. 対象人数    | 平成29年5月31日時点  | 平成31年2月28日時点  | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | II-2. 取扱者数    | 平成29年5月31日時点  | 平成31年2月28日時点  | 事後   |           |
| 平成31年3月14日 | IV リスク対策      | —   | 項目追加による新規記載   | 事後   |           |
|            | I-3. 法令上の根拠   | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の7の項                         | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条                              | 事後   |           |
|            | I-4. ②法令上の根拠  | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の7の項                         | 番号法第19条第9項、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の7の項                    | 事後   |           |
|            | II-1. 対象人数    | 平成31年2月28日時点  | 令和4年5月31日時点   | 事後   |           |
|            | II-2. 取扱者数    | 平成31年2月28日時点  | 令和4年5月31日時点   | 事後   |           |